

# 四日市市議会の改革について

---

令和6年度版

## 目 次

### [ I ] 四日市市議会基本条例について

・ 議会基本条例について	1 ~ 3
・ 通年議会・反問権・文書質問	4 ~ 5

### [ II ] これまでの主な取り組みについて

#### 1. 市民との情報共有

(1) 議会報（よかいいち市議会だより）の充実	6
(2) 議会ホームページの開設	7
(3) 本会議のテレビ放送	
(4) 議会録画映像の貸出	
(5) 本会議、委員会のFM放送	
(6) 本会議・委員会のインターネット中継	
(7) 議案の表決の公表	8
(8) 議長の定例記者会見	
(9) 大型スクリーン・採決システムの設置	
(10) 常任委員会年間白書の作成	
(11) SNSを活用した情報発信の開始	

#### 2. 市民参加の促進

(1) 委員会等の公開	9
(2) 市議会モニターの設置	9 ~ 10
(3) シティ・ミーティングの開催	10 ~ 11
(4) 傍聴手続きの簡素化	11
(5) 議会報告会の開催	11 ~ 12
(6) 議会報告会、シティ・ミーティングにおける市民意見のフィードバックについて	12
(7) 手話通訳・要約筆記の実施	
(8) 市民意見の募集	13
(9) 高校生議会の開催	14
(10) ワイ！ワイ！G I K A I	15

#### 3. 議員間討議の活性化

(1) 議案聽取会の実施	15
(2) 市政活性化推進等議員懇談会（市活懇）	
(3) 議員政策研究会	16 ~ 17
(4) 議員提案による政策条例制定改正への取り組み	17 ~ 18
(5) 予算・決算議案の審査方法	18 ~ 19
(6) 専門的知見の活用	19
(7) 政策提言	19 ~ 20
(8) 常任委員会委員の任期を2年に変更	20
(9) 政策サイクルの導入（決算審査と予算審査の連動）	20 ~ 21
(10) 議会アドバイザー（サポートー）の導入	21

#### 4. その他

(1) 四日市市議会政治倫理要綱の制定	
(2) 正副議長選挙における立候補制の導入	
(3) 一般質問の時間制限の緩和	21
(4) 議会活性化検討会	
(5) 地方自治法 第96条第2項の活用	
(6) 一問一答方式の採用、質問者席の設置（対面式）	
(7) 広報広聴委員会	
(8) マニフェスト大賞 優秀成果賞等の受賞	
(9) 各種委員会、審議会等への参画の見直し	22
(10) タブレット端末・会議用システムの導入	
(11) 政務活動費の透明性の確保	
(12) 四日市市議会BCP（業務継続計画）を策定	
(13) オンラインによる常任委員会の開催	23
(14) 議会改革検討会	
(15) 議会改革検討会議	
(16) 市議会DXの推進にかかる実証事業	24

#### 5. 議会事務局の体制整備

### [ III ] 四日市市議会の議会改革（年表）

26 ~ 29

# 四日市市議会基本条例について

資料編

資料1

資料2

## ○議会基本条例とは…議会の基本理念や基本方針など、議会に関する基本的事項を定めるもの

これまでの議会改革に加え、近年の地方分権の進展を受けて、さらなる改革を目指す

条例制定にあたっては、平成17年に議員提案で制定した四日市市市民自治基本条例（理念条例）に規定する市民自治の考え方をもとにしている

### ・議会基本条例制定への動き

- |         |   |
|---------|---|
| 平成21年6月 | 全議員で構成する議員政策研究会に議会基本条例分科会を設置<br>9回にわたる会議や、有識者による講演会の開催等の調査研究を実施し分科会原案を策定  |
| 平成22年6月 | 議会基本条例調査特別委員会を設置、分科会原案をもとにさらなる検討を開始<br>26回にわたる会議において調査研究を実施し、四日市市議会基本条例案を策定<br>条例案に対する意見募集の実施、条例施行後の議会運営について執行部との調整<br>議員政策研究会において四日市市議会基本条例の最終案を策定 |
| 平成23年3月 | 条例制定議案を全会一致で可決  |

## ○四日市市議会基本条例の特徴～基本方針の三本柱～

### 「市民との情報共有」（第20条～第23条）

議会活動について積極的に情報を公開し、市民等との情報共有に努める

- ・議会内の会議を原則公開、市民等の傍聴の促進
- ・議会における決定事項について、議長からの積極的な情報発信
- ・議会活動について、市民等に対し報告を行う場の設置による情報の提供・共有

### 「市民参加の推進」（第24条～第26条）

議会における討議に市民意見を反映させる仕組みを構築する

- ・委員会における公聴会制度・参考人制度を活用、有識者等の識見の討議への反映
- ・議員提案条例等に関し、パブリックコメントの実施等による市民意見の反映
- ・請願の審査にあたり、請願趣旨の理解のため、紹介議員又は請願者からの意見聴取

### 「議員間討議の活性化」（第27条～第31条）

議員間での討議を活性化し、集約された意見から政策立案・政策提言を行う

- ・あらゆる会議において、議員間での討議を中心とした会議の運営、意見集約
- ・議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容の政策提言・条例制定
- ・議会活動や政策の重要な案件への参考とするため、学識経験者等で構成する調査機関の活用
- ・予算・政策の策定過程で、議会で集約された提言・意見を、可能な限り反映させるよう執行部に求める
- ・議員の政策立案能力・政策提言能力向上を目的とした積極的な研修の実施

## ○新たな取組み

### 「通年議会」（第9条）<定例会を年1回とし、会期を通年に>

導入前：議会の閉会中は、市長が臨時会を招集、付議事件の審査

導入後：5月から翌年4月までの1年を通して議会が開会

休会中の場合、災害等の突発的事件や緊急性のある課題、これまで地方自治法第179条第1項により

専決処分を行っていた議決事件は、原則として議長の権限で緊急議会を開催し、審議することとなる

### ・通年議会の実施により用語が変わります

「開会議会」：定例会の招集により、最初に開く会議（これまでの5月臨時会）

会期決定、正副議長・組合議会議員選挙・議会役員の選任等を実施

「定例月議会」：6月、9月、11月、2月に定例的に開く会議（これまでの各定例会）

一般質問を実施（2月は代表質問も）

長提案議案審議・委員会審査（決算議案は9月、当初予算議案は2月）等を実施

※各議会の名称は、議会期間ごとに、招集された日又は議会を開く日の属する月を冠して呼称する

例）令和〇年5月開会議会、令和〇年6月定例月議会、令和〇年〇月緊急議会

「緊急議会」：定例月議会以外に緊急に必要が生じた際に開く会議（これまでの臨時会）

「閉会議会」：閉会に際し、必要に応じて開く会議

「議会期間」：上記の議会の開催する期間（これまでの会期）

「休会」：これまでの閉会中に相当する。議長の権限で本会議を、委員長の権限で委員会を開催できる

## 通年議会の開催イメージ

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月																																							
導入後 (平成24年定例会)																																																			
	<b>定例会（通年議会）</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">開 会 議 会</td> <td style="width: 10%;">休 会</td> <td style="width: 10%;">定 例 月 議 会</td> <td style="width: 10%;">休 会</td> <td style="width: 10%;">閉 会 議 会</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>★ ★ ★ ★ ★ ★</td><td></td><td>★ ★ ★ ★ ★ ★</td><td></td><td>★ ★ ★ ★ ★ ★</td><td></td><td>★ ★ ★</td><td></td><td>★ ★</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>★ ★ ★ ★ ★ ★</td><td></td><td>★ ★ ★ ★ ★ ★</td><td></td><td>★ ★ ★ ★ ★ ★</td><td></td><td>★ ★ ★</td><td></td><td>★ ★</td><td></td></tr> </table>												開 会 議 会	休 会	定 例 月 議 会	休 会	閉 会 議 会				★ ★ ★ ★ ★ ★		★ ★ ★ ★ ★ ★		★ ★ ★ ★ ★ ★		★ ★ ★		★ ★					★ ★ ★ ★ ★ ★		★ ★ ★ ★ ★ ★		★ ★ ★ ★ ★ ★		★ ★ ★		★ ★									
開 会 議 会	休 会	定 例 月 議 会	休 会	定 例 月 議 会	休 会	定 例 月 議 会	休 会	定 例 月 議 会	休 会	定 例 月 議 会	休 会	閉 会 議 会																																							
			★ ★ ★ ★ ★ ★		★ ★ ★ ★ ★ ★		★ ★ ★ ★ ★ ★		★ ★ ★		★ ★																																								
			★ ★ ★ ★ ★ ★		★ ★ ★ ★ ★ ★		★ ★ ★ ★ ★ ★		★ ★ ★		★ ★																																								
導入前																																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">臨 時 会</td> <td style="width: 10%;">定 例 会</td> <td style="width: 10%;">★ ★ ★ ★</td> <td style="width: 10%;">定 例 会</td> <td style="width: 10%;">★ ★ ★ ★</td> <td style="width: 10%;">定 例 会</td> <td style="width: 10%;">★ ★</td> <td style="width: 10%;">定 例 会</td> </tr> </table>	臨 時 会	定 例 会	★ ★ ★ ★	定 例 会	★ ★ ★ ★	定 例 会	★ ★	定 例 会																																										
臨 時 会	定 例 会	★ ★ ★ ★	定 例 会	★ ★ ★ ★	定 例 会	★ ★	定 例 会																																												

-----★---休会中または閉会中の常任委員会開催イメージ-----

### ・所管事務調査について

導入前：開会中の委員会における、委員からの提案による所管事務調査、または、閉会中継続調査として、特定の課題についての調査研究を実施

導入後：1年間の会期を通じ、委員会所管部局の事項に関する調査研究を実施

（議会期間中は付託議案及び請願の審査を優先する）

※調査の日程は、あらかじめ執行部と十分に協議の上決定

※執行部の出席は最小限にとどめるとともに、委員間討議に努める

### 「政策提案の説明要求」(第11条)

執行部が議会に対して重要な政策、計画、事業等を提案するときは、議会での審議に必要な情報として、背景・目的・効果、総合計画等における根拠や位置付け、関係する法令や条例との関係、実施にあたっての財源や将来に渡ってのコストといった事項について、説明を執行部に求める

### 「反問権」(第13条)

本会議における質問や委員会における質疑において、執行部から議員への逆質問を可能とする  
質問題旨の確認にとどまらず、議員の考え方や対案の提示を求める反論も含まれる

### 「発言の取消し勧告」(第14条)

本会議・委員会における議員、執行部の不穏当な発言（無礼の言葉、他人の私生活にわたる発言等）に対し、議長・委員長が発言の取消しを勧告できる

本会議（委員会）においては議長（委員長）が、議員（委員）から発言の取消し勧告を求められた場合又は議長（委員長）が不穏当な発言があったと判断した場合、各派代表者会議（当該委員会）で全会一致で不穏当な発言と判断された場合、議長（委員長）は発言した者に対し、発言の取消しを勧告する

### 「文書質問」(第16条)

議員は、議会期間中を除き、文書により執行部に対して質問を行うことができる

質問内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問書に具体的に記載する

質問書は、議長を経由して執行部に送付し、執行部は速やかに回答するものとする

四日市市情報公開条例に規定する「不開示情報」は、答弁の対象としない

質問書・答弁書については、写しを議会事務局で保存するとともに全議員に配付することで、議会内の情報共有を図る。また、市議会ホームページ等で公開する

### 「附帯決議」(第17条)、「採択請願への対応」(第18条)

執行部は、本会議及び委員会において付された附帯決議を尊重するとともに、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を議会に報告しなければならない

また、議会が採択した請願のうち、市の事務に関わるものについて、執行部が請願趣旨の実現に努めるとともに、実現に向けた対応の経過等を議会へ報告しなければならない

### 「議会意見の反映」(第30条)

執行部は、予算案や各種政策の策定にあたり、議員間討議により集約された提言や意見を、政策や予算案に可能な限り反映することを定めている 〈令和2年3月25日発議第14号により一部改正〉

# 四日市市議会基本条例の構成図

## 前文

### 第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 本条例の位置付け
- 第4条 基本理念
- 第5条 基本方針
- 第6条 議会の位置付け

### 第2章 議員の活動原則

- 第7条 議員の活動原則
- 第8条 会派

### 第3章 議案及び政策の審議及び調査

- 第9条 通年議会
- 第10条 議会の議決事件
- 第11条 政策提案の説明要求
- 第12条 質問
- 第13条 反問権
- 第14条 発言の取消し勧告
- 第15条 専門的知見の活用
- 第16条 文書質問
- 第17条 附帯決議
- 第18条 採択請願への対応
- 第19条 政務活動費

### 第4章 市民との 情報共有

- 第20条 情報共有
- 第21条 会議の公開
- 第22条 議長の情報発信
- 第23条 報告会等

### 第5章 市民参加の 推進

- 第24条 公聴会等
- 第25条 市民意見の反映
- 第26条 請願趣旨の聴取

### 第6章 議員間討議 及び政策提案

- 第27条 議員間討議及び意見集約
- 第28条 政策提言等
- 第29条 調査機関の設置
- 第30条 議会意見の反映
- 第31条 議員研修

### 第7章 政治倫理及び議員報酬

- 第32条 政治倫理
- 第33条 議員報酬

### 第8章 議会事務局等の充実

- 第34条 議会事務局
- 第35条 議会図書室

### 第9章 見直し手続

- 第36条 見直し手続

## 附 則

# 四日市市議会基本条例の制定による新たな取り組み

## 通年議会

[平成 23 年 5 月開会議会～]

会期を通年とすることで、議長により速やかに本会議を開くことができ、災害などの突発的な事件や緊急の行政課題に対応ができるようになった

また、常任委員会・特別委員会の活動を活発化し、より慎重な議案審査や、より専門的な調査を行うことが可能となった

## 〈関係例規〉

### 四日市市議会基本条例（抜粋）

#### （通年議会）

第9条 議会は、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする。

- 2 常任委員会は、精力的に所管事務調査を行うものとする。
- 3 議会の会期を通年とする必要な事項は、別に定める。

### 四日市市議会定例会の招集に関する規則（抜粋）

四日市市議会基本条例（平成23年四日市市条例第1号）第9条第1項に基づく本市議会の定例会の招集は、毎年5月にこれを行うものとする。ただし、都合によりこれを変更することができる。

### 四日市市議会会議規則（抜粋）

#### （会期）

第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

- 2 前項の会期は、招集された日から翌年の当該招集された日の属する月の前月の末日までの間で定める。
- 3～5 略

#### （会議の種類等）

第5条 定例会において開く各会議の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 開会議会 定例会の招集により開く会議
  - (2) 定例月議会 定例的に開く会議をいい、原則として6月、9月、11月及び2月に開くものとする。ただし、開会月は都合によりこれを変更することができる。
  - (3) 緊急議会 市長又は議員からの要請に基づき、緊急に開く会議
  - (4) 閉会議会 定例会の閉会に際し開く会議
- 2 前項各号に定める各会議の期間（以下「議会期間」という。）は、議長が議会運営委員会に諮ったうえで決定し、当該各会議の初めに議長が宣告するものとする。
- 3 議長は、定例会の開会日の7日前に、議員に当該日を通知するものとする。
- 4 議長は、開会議会を除く各議会の7日前に、議員及び市長等に、当該日を通知するものとする。ただし、緊急に議案の審議等が必要な場合は、この限りではない。

#### （緊急議会の開会）

第6条 議員は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して緊急議会の開会を請求することができる。

- 2 市長は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して緊急議会の開会を請求することができる。
- 3 議長は、市長又は議員から緊急議会開会の請求があった日から原則として7日以内に、緊急議会を開くことについて、議会運営委員会に諮るものとする。
- 4 議長は、緊急議会を開く場合は、原則として7日以内に開くものとする。

#### （一事不再議）

第14条 議会で議決された事件については、同一議会期間中は再び提出することができない。

#### （委員会の審査又は調査期限）

第41条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第36条（委員会に付託した事件の審議順序）の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

## 反問権

[平成23年5月開会議会～]

市職員が質問や質疑を行つた議員に対して、議論を明確にしようするために反問することができるもの。反問には、議論の明確化に加え、市職員から議員の考え方を問い合わせたり、対案の提示を求める、「反論」も含まれる

### 〈関係例規〉

#### 四日市市議会基本条例（抜粋）

（反問権）

第13条 本会議又は委員会において、議員の質問に対し答弁をする者は、論点を明確化し議論を深める目的で反問することができる。

#### 四日市市議会基本条例運用規程（抜粋）

（会期）

第9条 条例第13条に規定する反問権に係る運用等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 反問には、単に語句を聞き直す程度のものその他、議員の考え方を質したり、対案の提示を求める等の反論を含むものとする。

## 文書質問

[平成23年5月開会議会～]

議会期間中を除き、文書により執行部に対して質問を行うことができる

（平成23年度：15件、平成24年度：6件、平成25年度：7件、平成26年度：8件、平成27年度：15件、平成28年度：5件、平成29年度：3件、平成30年度：7件、令和元年度：6件、令和2年度：0件、令和3年度：0件、令和4年度：4件、令和5年度：4件）

### 〈関係例規〉

#### 四日市市議会基本条例（抜粋）

（文書質問）

第16条 議員は、議案、政策、施策等をより深く理解するために、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。

2 議長は、前項の文書質問があったときは、速やかにこれを市長等に送付しなければならない。

3 市長等は、前項の規定により送付された文書質問に速やかに応えなければならない。

#### 四日市市議会基本条例運用規程（抜粋）

（文書質問）

第12条 条例第16条に規定する文書質問に係る運用等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 文書質問の内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問書（別記様式第1号）においてその趣旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。

(2) 文書質問は、議会期間中はできないものとする。

(3)～(10) （略）

## [Ⅱ] これまでの主な取り組みについて

### 1. 市民との情報共有

#### (1) 議会報（よっかいち市議会だより）の充実

[昭和 35 年 6 月発行開始]

- ・質問議員名の掲載（平成 11 年 6 月定例会号～）
- ・顔写真の掲載（平成 13 年 6 月定例会号～）
- ・縦書き・右綴じから横書き・左綴じに変更（平成 20 年 5 月臨時会号～）
- ・議員個人の表決および討論等の内容の掲載（平成 24 年 2 月定例月議会号～）
- ・表紙のリニューアルを実施（平成 31 年 2 月定例月議会号）
- ・各議員の一般質問欄に QR コードを掲載（令和元年 6 月定例月議会号）
- ・高校へ取材で訪問し、高校生との誌面づくりを実施（令和 2 年 12 月定例月議会号～）
- ・市内小中学生に「#こども号」を配付（令和 4 年～ 毎年 7 月発行）



## (2) 議会ホームページの開設

[平成 9年12月～]

- ・議会ホームページを開設し、議員の紹介、会議録、会期日程等を掲載
- ・平成24年6月定例月議会からの総務、教育民生、産業生活、都市・環境常任委員会の会議録掲載及び平成24年度以降に調査が終了した特別委員会の会議録を掲載することとした（平成24年11月）
- ・議案書・予算書等のインターネットでの公開を開始（平成24年8月定例月議会～）
- ・代表質問・一般質問において使用したパネルのホームページへの掲載（平成24年11月定例月議会～）
- ・総務、教育民生、産業生活、都市・環境常任委員会の行政視察報告の掲載（平成24年度分～）
- ・議会ホームページのトップページのデザインを変更（平成25年6月）
- ・市議会交際費の支出状況の掲載（平成26年3月～）
- ・「決算・予算政策サイクル」「市議会モニター」等の新たなページを掲載（令和3年3月）
- ・本会議・常任委員会への議員の出欠状況を公開（令和3年定例会～）
- ・常任委員会・特別委員会の会議資料、議案参考資料等の公開を開始（令和3年11月定例月議会～）
- ・昭和36年～平成9年3月定例会の会議録のPDFを掲載（令和5年度～）

## (3) 本会議のテレビ放送

[平成10年3月定例会～]

- ・三重テレビ（地上波・生中継）で代表・一般質問を放送開始
- ・CTY（ケーブルテレビ・生中継）でも放送（平成10年6月定例会～）
- ・テレビ放送をCTYに一元化（平成16年6月定例会～）
- ・議場に固定カメラを設置（平成16年9月定例会～）
- ・地上デジタル化に伴いデジタル122chにて放送（平成23年6月定例月議会～）

## (4) 議会録画映像の貸出

[平成13年6月定例会～]

代表・一般質問のビデオテープを貸し出し開始（平成13年6月～）

貸出媒体をビデオテープからDVDに変更（平成22年6月～）

本会議全ての録画映像を貸し出し開始（平成23年5月～）

## (5) 本会議、委員会のFM放送

[平成14年9月定例会～]

平成18年度から休止

代表・一般質問、委員会の中継を、FMよっかいち（76.8Mhz）で放送開始

## (6) 本会議・委員会のインターネット中継

[平成18年度～] 本会議

[平成25年度～] 委員会

[本会議] 本会議における議事の全てと正副議長立候補者の所信表明演説会について生中継、録画配信を実施

- ・代表・一般質問の録画映像を配信開始（平成18年12月～）
- ・本会議・正副議長立候補者の所信表明演説会等の映像を生中継・録画配信開始（平成23年5月～）
- ・インターネット録画配信の期間を1年から4年に変更（平成24年11月～）

[委員会] より開かれた議会のため、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4常任委員会について、USTREAMを利用したインターネット中継を開始

予算、決算常任委員会（平成25年8月定例月議会～）、広報広聴委員会（平成26年5月～）、議会運営委員会及び特別委員会（平成28年9月～）を開始

平成30年8月よりYouTubeを利用しての中継へ変更

## (7) 議案の表決の公表

[平成 24 年 2 月定例月議会～]

四日市市議会基本条例の三本柱の一つである「市民との情報共有」を推進するため、議員個人の表決及び討論等の内容を議会報に掲載し、ホームページにも議員個人の表決を掲載することとした

## (8) 議長の定例記者会見

[平成 24 年 11 月定例月議会～]

四日市市議会基本条例の三本柱の一つである「市民との情報共有」を推進するため、定例月議会終了後、各定例月議会の内容について議長による記者会見を行うこととした

また、令和 5 年度は記者会見のうち、正副議長からの説明の様子をフェイスブックでライブ配信した

## (9) 大型スクリーン・採決システムの設置

[平成 27 年度～]

本会議における議論を視覚的にわかりやすくし、また、議会意思の決定に係る状況を議会みずからが積極的に情報提供することで市民に開かれた議会とするため、平成 26 年度に議長の諮問機関として「議会の見える化検討会」を設置。本会議場における大型スクリーン、採決表示システムの導入について検討を開始

本会議場に、議員の質問資料や採決の結果を表示し、傍聴者に分かりやすく伝えることができる大型スクリーン（150 インチ）を設置し、採決システムを導入し、平成 28 年 2 月定例月議会から運用を開始した



## (10) 常任委員会年間白書の作成

[平成 27 年度～]

総務、教育民生、産業生活、都市・環境、予算、決算の各常任委員会において、各常任委員会における課題、懸案事項等を明確にし、新たな委員会の構成となつても前年度の委員会における課題等をスムーズに引き継ぐことができるよう、1 年間に議論された内容を白書として取りまとめることとした

各常任委員会の年間白書は市議会ホームページに掲載するほか、市政情報センターで公開している

## (11) S N S を活用した情報発信の開始

[平成 28 年度～]

市議会の取り組み等の情報を積極的に発信することを通じ、市議会について理解を深めてもらい、より開かれた議会を推進するための S N S （ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用

- ・フェイスブック（平成 28 年 4 月～）
- ・X（旧ツイッター）、インスタグラム（令和 2 年 4 月～）
- ・ライン（令和 4 年 3 月～）※四日市市 LINE 公式アカウントを活用
- ・スレッズ（令和 5 年 7 月～）

## 2. 市民参加の推進

### (1) 委員会等の公開

[平成 9 年 6 月定例会～]

常任委員会・議会運営委員会を公開。あわせて委員会室へのマイク設備、傍聴用テレビカメラを設置

特別・常任委員会の閉会中調査 及び 委員会協議会を公開(平成 15 年 3 月～)

委員会傍聴のための入室について、従来は審査中の入室を禁止していたが、自由に入退室できるものとした  
(平成 20 年度～)

議員説明会、議案聴取会、各派代表者会議等の会議を会議規則に位置付け、それぞれの要綱で各会議の公開を明文化  
(平成 21 年 4 月～)

### (2) 市議会モニターの設置

[平成 16 年 11 月～]

資料編 資料 3

四日市市市民自治条例（理念条例）制定の際、議会への市民参加の取り組みとして設置

平成 16 年度の議長の発案（5 月の議長選挙時の所信表明演説会で同制度の設置を提案）を受け、各派代表者会議で議論

- ・従来の推薦に加え、公募による募集を開始（平成 24 年度～）
- ・地域の負担を軽減するため、地区推薦の人数と再任回数の上限を見直し、人口が 1 万人以上の地区的推薦人数を 2 人から 1 人とした。また、モニターとしてより活躍していただくため、再任できる回数を 1 回から 2 回とすることで最大 3 年間就任できるように制度を見直した。（令和 6 年度～）

#### 〈市議会モニターの仕事〉

- ・当市議会の本会議、常任委員会等を可能な範囲で傍聴し、意見を文書で提出する
- ・ケーブルテレビで中継している議会の代表・一般質問の様子、インターネットで中継している本会議の様子などを可能な範囲で視聴して、意見を文書で提出する
- ・研修会、意見交換会等に出席し、意見を述べる
- ・隨時、議会運営等に関する意見や提言を文書で提出する
- ・議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項等に回答する

#### 〈報酬〉

特に支給していないが、年度末に記念品を贈呈している

#### 〈選考方法〉

- ・地区市民センターの館長に、各地区 1 人の推薦を依頼（※1）。
- （※1） 平成 16 年度中（平成 17 年 2 月 7 日楠町の編入合併により）、23 地区から 24 地区に増える
- ・四日市大学に、市議会モニターとして大学生の推薦を依頼（5 人程度）。
- ・一般公募（10 人程度）

#### 〈任期〉

1 年とする。再任は 2 年まで（合計で 3 年）としている。

#### 〈年齢分布〉

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代
令和 6 年度	4 人	3 人	1 人	3 人	4 人	11 人	17 人	2 人

最年少 19 歳、最年長 81 歳 (R6. 5. 28 時点)

〈活動概要〉

	委嘱式	研修会	意見交換会	アンケート
令和5年度	1回 38人 (5月24日開催)	1回 40人 (7月21日開催)	1回 32人 (11月14日開催)	1回

〈モニター通信等による提言状況〉

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
受付件数	13件	16件	12件	24件	52件	22件	11件	34件

(令和5年度内訳)

代表質問・一般質問について	13件	傍聴について	13件	議会運営について	1件
議会・議員活動について	2件	議会広報について	1件	その他	4件

[平成18年度～]

(3) シティ・ミーティングの開催

議会が地域に出かけ、市民へ議会活動について説明・報告し市民の要望を把握する意見交換会の開催。平成23年からは、議会報告会と同時開催（議会報告会の項目を参照）

〈平成18年度〉

		第1回	第2回	第3回
日 時		11月3日(金・祝) 午後7時～8時30分	11月11日(土) 午後7時～8時30分	11月25日(土) 午後7時～8時30分
場 所		あさけプラザ		市議会本会議場
テー マ	共通	防災対策		
	個別	子どもたちの安全安心		中核市への移行
参 加 者		市民：90人 議員：10人	市民：30人 議員：11人	市民：36人 議員：17人

〈平成19年度〉

シティ・ミーティング in キャンパス	
日 時	2月6日(水) 午後1時30分～3時
場 所	四日市大学 9号館
テー マ	議会・市政に関して 思うこと
参 加 者	学生：40人 議員：16人

〈平成20年度〉

シティ・ミーティング（市議会との意見交換会）			
日 時		2月6日(金) 午後1時30分～4時30分	
場 所		四日市商工会議所	
参加者	第1部	生徒：23人 (専門高校4校)	議員：17人
	第2部	商工会議所 会員：12人	

〈平成21年度〉

シティ・ミーティング			
日 時		10月26日(月) 午後2時30分～6時	
場 所		四日市商工会議所	
参加者	第1部	青年会議所 会員：24人	議員：18人
	第2部	生徒：22人 (普通科設置 高校6校)	

〈平成 22 年度〉

		第1回	第2回	第3回
日 時		10月30日(土) 午後1時30分～3時30分	11月4日(木) 午後6時30分～8時30分	11月13日(土) 午後1時30分～3時30分
会 場		あさけプラザ ホール	文化会館 2階第3ホール	ヘルスプラザ 1階研修室
テーマ	共通	より活力のある四日市にするために、議員に期待すること		
	個別	公共交通の利便性について	救急医療体制について	市民の生活ごみについて
参 加 者	市民：53人 議員：12人	市民：68人 議員：14人	市民：45人 議員：11人	

◆より多くの方に参加してもらえるよう、平成 22 年度から手話通訳者を配置

◆平成 23 年からは、議会報告会と同時開催（議会報告会の項目を参照）

### 市制120周年記念 シティ・ミーティング (平成29年11月定例月議会の議会報告会) の概要

平成 29 年 11 月定例月議会の議会報告会とあわせて、「市制 120 周年記念 シティ・ミーティング これでえんか!?四日市市議会」を、平成 30 年 1 月 21 日に開催

当日は高校生を含め 161 人に参加いただき、第 1 部を議会報告会、第 2 部をシティ・ミーティング（意見交換会）とした。議会報告会では、議員からの 11 月定例月議会での活動報告に対して質疑を、また、シティ・ミーティングでは、常任委員会ごとに議会に関するテーマを設定して意見交換を実施

市制120周年記念 シティ・ミーティング これでえんか!?四日市市議会						
	第1部：議会報告会	第2部：シティ・ミーティング（意見交換会）				
日 時	平成 30 年 1 月 21 日 (日) 午後 1 時 ~ 午後 4 時					
会 場	総合会館 8 階 (視聴覚室他) 諏訪町 2 番 2 号					
常 任 委 員 会	総 务	産 業 生 活	教 育 民 生	都 市 ・ 環 境		
シティ・ミーティング テーマ	選挙	市議会・市議会 議員のイメージ	市議会の必要性・ 期待する役割	市民参加の議会		

#### (4) 傍聴手続きの簡素化

[平成 20 年 3 月定例会～]

本会議傍聴手続きにおける住所氏名の記入を廃止し、傍聴券の交付に変更（平成 20 年 3 月定例会～）

委員会傍聴手続きにおける住所氏名の記入を廃止し、傍聴券の交付に変更（平成 23 年 6 月定例月議会～）

委員会傍聴資料の提供の際に住所氏名の記入を廃止（令和 5 年度～）

#### (5) 議会報告会の開催

[平成 23 年 9 月定例月議会～]

資料編 資料 4

四日市市議会基本条例の三本柱の一つである「市民との情報共有」を進めるため、定例月議会ごとに議会が直接地域に出かけ、議案の審査における議論の経過や結果など、議会としての考え方を市民に報告する場として開始

第 1 部を議会報告会、第 2 部をシティ・ミーティングとして 2 部構成で実施

### <これまでの主な取り組み>

- 平成23年9月定例月議会と11月定例月議会の最初の2回は、各定例月議会の議会期間最終日の夜間に4常任委員会が4会場に分かれて同時刻（午後7時から）に開催
- 参加者から「他の常任委員会の話を聴きたい」、「もう少し時間を長くとってほしい」というご意見を多くいただいたことを受け、第3回目の平成24年2月定例月議会からは、2常任委員会ごとに2日間に分けて、時間も30分長くした午後6時30分から開催
- 平成24年8月定例月議会から、それまでの固定した会場での開催を変更し、常任委員会で順番に市内24地区を丁寧に回れるよう会場を変えて開催
- 平成27年11月定例月議会、教育民生常任委員会と産業生活常任委員会が初めて休日に開催
- 平成29年8月定例月議会、教育民生常任委員会が日永カヨショッピングセンター1階中央広場で開催
- 平成29年11月定例月議会、平成30年1月21日開催の市制120周年記念シティ・ミーティングと合わせて、4常任委員会が1会場（総合会館、参加者161人）で開催
- 平成31年2月定例月議会、都市・環境常任委員会が日永カヨショッピングセンター1階中央広場で開催
- 令和元年6月定例月議会、産業生活常任委員会がテラスシア四日市4階わくわく・ふれあい広場で開催
- 令和2年6月定例月議会、4常任委員会が合同して総合会館で初めて開催
- 令和2年12月定例月議会と令和3年2月定例月議会、YouTubeによる動画配信で実施
- 令和5年11月定例月議会から、報告会は2月定例月議会と8月定例月議会の終了後にそれぞれ開催し、6月定例月議会と11月定例月議会の報告は資料を市議会ホームページに掲載することとした。

### <これまで開催した場所>

防災教育センター、三重北勢健康増進センター（ヘルスプロザ）、四日市市総合会館、中消防署中央分署、あさけプラザ、三浜文化会館、勤労者・市民交流センター、茶業振興センター、楠総合支所（旧楠町との合併前）、橋北交流会館、日永カヨショッピングセンター、市内小学校・中学校・保育園、各地区市民センター

### <過去1年間の開催実績>

議会報告会	常任委員会	日 時	場 所
令和5年6月定例月議会	〈4委員会合同開催〉	7月3日（月）18:30～	総合会館視聴覚室
令和5年8月定例月議会	総務	10月17日（火）18:30～	あさけプラザ
	教育民生	10月16日（月）18:30～	内部地区市民センター
	産業生活	10月16日（月）18:30～	下野地区市民センター
	都市・環境	10月17日（火）18:30～	常磐地区市民センター
令和5年11月定例月議会	—	—	—
令和6年2月定例月議会	副議長、議員8人	3月28日（木）18:30～	総合会館第1研修室
	議長、議員8人	3月30日（土）13:30～	三浜文化会館視聴覚室

### (6) 議会報告会、シティ・ミーティングにおける市民意見のフィードバックについて

[平成24年11月定例月議会～]

議会報告会、シティ・ミーティングにおける市民からの意見を、各常任委員会で整理し、議会運営委員会において議会として協議すべき意見と各常任委員会で協議すべき意見に分けた上で、それぞれ課題に対する調査・研究を行い、その結果を市議会ホームページへ掲載するなどして市民へフィードバックすることとした

### (7) 手話通訳・要約筆記の実施

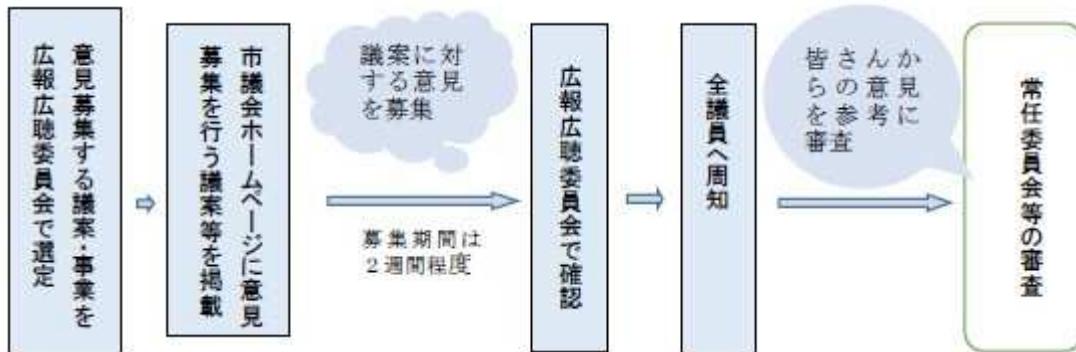
[平成24年11月定例月議会～]

より多くの方に議会を傍聴してもらうため、本会議・委員会等の会議において事前申し込み制による手話通訳を実施。また、令和5年度から要約筆記も併せて実施

## (8) 市民意見の募集

### 【各定例月議会における議案に対する意見募集】

各定例月議会における議案（市民サービスに大きな変化をもたらすような条例や事業）について取り上げ、市議会のホームページで市民の皆さんに情報提供を行い、議案に対する意見をいただき、その意見を委員会で審査される前に全議員に配付し審査の参考とする取り組みを開始  
 （平成 26 年 8 月定例月議会～）



### 【常任委員会での調査テーマ募集】

各常任委員会で実施する所管事務長のテーマを決める際の参考とするため、市民から調査テーマを募集する取り組みを開始。募集は年 1 回、5 月に行い、提出された調査テーマの一覧を全議員に配付  
 （平成 28 年定例会～）

#### 所管事務調査の実施につながったこれまでの提案事項

- ・四日市市における共通投票所の設置について（総務常任委員会）
- ・本市の少子化・高齢化対策について（教育民生常任委員会）
- ・JR 四日市駅周辺の活性化について（産業生活常任委員会）
- ・空き家対策について（都市・環境常任委員会）
- ・地区自治会からの土木要望書の提出について（都市・環境常任委員会）
- ・四日市市内の保育所、幼稚園、学童保育所の現状について（教育民生常任委員会）
- ・四日市市の道路整備計画について（都市・環境常任委員会）
- ・四日市市内の保育所、幼稚園、学童保育所の現状について（教育民生常任委員会）
- ・四日市市の道路整備計画について（都市・環境常任委員会）
- ・認知症施策について（教育民生常任委員会）

## (9) 高校生議会の開催

18 歳選挙権がはじまり、未来を担う子どもたちに地方政治に興味を持ってもらいい、地方政治への関心の向上を図るとともに、18 歳未満の子どもたちの意見を聴取し今後の市政の参考とするため、高校生議会を開催

### 令和 5 年度 四日市市議会高校生議会の概要

議長候補者による所信表明演説の後、投票により高校生議長を決定。

次に、参加した高校生議員全員が 3 つの委員会に分かれ、それぞれの協議テーマについて自身の考え方や意見を発表し、意見書案を取りまとめ。

その後、本会議にて各委員会の委員長報告が行われ、それぞれの意見書について採決。その結果、3 つすべての意見書を全会一致で採択するものと決し、高校生議長から四日市市議会議長へと意見書が手渡された。

日 時	令和 6 年 1 月 20 日（土） 13：30 ~ 16：50		
会 場	四日市市議会本会議場および各委員会室		
参 加 者	北勢地区の公立高校および特別支援学校、市内私立高校および特別支援学校高等部より 8 校 生徒 23 人		
委 員 会	公共施設委員会	環境委員会	公共交通・都市開発委員会



#### 【当までの主な流れ】

- 10 月 28 日（土）午後 3 時～、11 月 4 日（土）午前 10 時～、参加者を対象に事前勉強会を実施
- 11 月 7 日（火）午後 4 時 30 分～、事前勉強会に参加できなかった学校に広報広聴委員会委員が出向いて事前勉強会を実施
- 11 月 30 日まで議長・委員長への立候補者を募集
- 11 月 30 日までに参加する高校生に対し、事前に自分の考えをまとめてもらう意見シートの提出を依頼

#### 【当日の主な流れ】

- リハーサル
- 開会挨拶（議長、市長）
- 高校生議長所信表明および選挙
- 本会議（委員会へのテーマの付託など）
- 委員会（各委員会室に移動し、意見交換・意見書作成）
- 本会議（委員長から意見書報告、電子採決システムにより採決）
- 市議会議長への意見書提出
- 講評（副市長、教育長）、閉会挨拶（副議長）

## (10) ワイ！ワイ！GIKAI

令和2年1月の議会運営委員会での議会報告会・シティ・ミーティングの見直しに向けた議論の中で、4常任委員会による出前方式の形で市内の学校を議員が訪問して、学生・生徒と意見交換会を開催することを確認。コロナ禍を経て、令和4年度から高校生・大学生を対象として実施した。令和5年度は対象をおおむね若い世代として、中学生などさらに幅広く意見交換を実施した。

「ワイ！ワイ！GIKAI」の二つの「Y」は、「Y o k k a i c h i」と「Y o u t h」を表している。

## 令和5年度

	総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業生活常任委員会	都市・環境常任委員会
開催日	1月12日（金）	11月27日（月）	11月13日（月）	2月2日（金）
場所	聖母の家学園 高等部専攻科	市立橋北中学校	四日市大学	西日野にじ学園 高等部
テーマ	選挙について	○Aグループ 部活動、中学生の勉強スペース、タブレット端末の活用 ○Bグループ 公共施設、給食、 中学生が遊ぶ地域の治安 ○Cグループ 小規模校、学校の設備、 商店街	外国人留学生から見た四日市の印象について	豊かな四日市 in 西日野にじ学園
人数	22人	23人	17人	10人

## 3. 議員間討議の活性化

## (1) 議案聴取会の実施

議会期間初日1週間前の議会運営委員会開催日から議会期間初日の前日までの間に、議員全員を対象とした議案聴取会、および各常任委員会別の議案聴取会の開催

## (2) 市政活性化推進等議員懇談会（市活懇）

[平成12年度設置] 平成17年度に  
「議員政策研究会」に改編

市行政を取り巻く様々な課題について、執行部を交えず、議員だけで自主的に意見交換、情報交換を行う場として全議員を構成員として設置。議員が提出を予定している議案（主に条例議案）について、事前に議員間の調整を行う場としても活用。

## &lt;設置の経緯&gt;

平成12年6月27日に開催された各派代表者会議において、当時の議長から「現在の議会は執行部から提出された議案を審査するのみにとどまっているのではないか。また、議員全員が本音で議論する機会が少ないと思う。今後、議会の自主的な意見交換の場を設定して、執行部に対して政策を立案、提言していくことができるような体制を設定してはどうか」との提案がなされ、協議の結果、議長の提案どおり、議長の諮問機関として設置することを決定。（平成12年8月11日設置）

## &lt;取り上げた項目&gt;

「地方分権の推進における地方議会について」「議員提案による条例案について」

「地方自治法第96条第2項について」「市長専決処分事項の指定について」

## &lt;開催回数&gt;

平成12年度（4回）平成13年度（3回）※ 4分科会 各2回開催 平成14年度（1回）平成15年度（2回）

### (3) 議員政策研究会

全議員が一堂に会して意見交換を行い、市政に関するさまざまな課題に対して共通認識の醸成をはかり、政策立案機能のさらなる向上に資するため市政活性化推進等議員懇談会の発展的組織として設置

毎年度、各会派等に研究したいテーマを募った上で取り扱う研究課題を決定し、分科会を設置して調査を行う。分科会には希望する議員が参加し、各分科会で取りまとめた調査内容を全議員が参加する全体会で報告

#### ～これまでに設置された主な分科会等～

分科会名	定員	設置年度	その他
議会基本条例分科会	20人	H21～H22	H22.6 議長に特別委員会設置を申入れ ⇒H22.6～H23.3 議会基本条例調査特別委員会設置、議会基本条例制定
議会改革分科会	31人	H23～H26	
四日市公害分科会	12人		
スポーツ政策分科会	12人	H24～H26	H25.10 市長・教育長に「本市のスポーツ振興に関する政策提言」を提出
人権施策推進分科会	16人	H25～H26	
既存集落の維持に向けた市街化調整区域の規制緩和を目指す分科会	18人	H26	H27.3 「四日市市開発許可等に関する条例」一部改正案が議員発議され可決 ⇒H28.4～改正条例施行、人口減少地区の既存集落内における戸建住宅の建築規制が一部緩和
学校規模等適正化の現状と取り組みについて	全体会	H27	
スポーツ振興条例分科会	9人	H27	H28.1 議長に特別委員会設置を申入れ ⇒H28.3～H28.12 スポーツ振興条例調査特別委員会設置、「四日市市みんなのスポーツ応援条例」制定
市街化調整区域における土地活用の規制緩和分科会	19人	H27～H28.4	
新しい図書館を考える分科会	22人	H27～H28.4	H28.5 市長・教育長に「新しい図書館構想に向けた提言」を提出
公共交通のあり方を考える分科会	15人	H28	H29.5 市長に「四日市市の新しい“デマンド型公共交通ネットワーク”の構築に向けた提言」「四日市の防災力を高める”7つの方策”」を提出
防災対策分科会	9人	H28	H29.4 議長に特別委員会設置を申入れ ⇒H29.5～H30.12 防災対策条例調査特別委員会設置、「四日市市防災対策条例」制定
障害者差別解消調査研究分科会	8人	H28～H29.4	H29.5 議長に特別委員会設置を申入れ ⇒H29.5～H30.7 障害者差別解消条例等調査特別委員会設置、「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」制定
議会のICT推進分科会	8人	H29	H29.11 議長に会議体設置の申入れ ⇒H29.12～議長の諮問機関「議会のICT推進検討会」設置、H30.4に議長に答申
三世代家族支援条例づくりについて	全体会	H30	H31.1 市長に「三世代同居・近居」に係る調査研究に関する申入れを実施
国際交流分科会	10人	R1	
議会BCP分科会	8人	R1～R2.4	R2.6 議長にBCP整備を申入れ ⇒各派代表者会議で議論しR2.8に策定
人も動物も安心して暮らせる四日市を考える分科会	9人	R1～R2.5	R2.7 市長に提言「人も動物も安心して暮らせる共生社会に向けた“7つの施策”」を提出

未就学児教育・保育分科会	17人	R1～R2.8	R2.9 市長に「未就学児教育・保育に関する『提言』」を提出
四日市のあした分科会	12人	R2	
議会改革事例研究分科会	11人		R3.3 議長に議会改革に関する「提言」を含んだ調査結果を報告 ⇒R3.9～議会改革検討会（議長諮問機関）で議論
家庭教育支援条例について考える分科会	4人		
市民協働促進のための基金制度についての分科会	6人	R3	
カーボンオフセット関係事業分科会	10人	R3～R4.4	
終活サポート制度検討分科会	8人	R4	R5.2 市長に「本市における終活支援に関する提言」を提出
里山を守る分科会	12人	R4	R5.2 市長に「本市における太陽光発電設備の規制に関する条例制定に向けた『提言』」を提出
こども政策の新たな推進に関する調査・検討分科会	9人	R4	R5.2 市長に「こども政策の新たな推進に関する『提言』」を提出
新たな教育制度の研究のための分科会	10人	R5	

#### (4) 議員提案による政策条例制定・改正への取り組み

[平成12年9月定例会～]

資料編 **資料1、2、5**

1. 四日市市情報公開条例の全部改正 (改正あり)  
(平成12年9月定例会可決、提案者 全議員)
2. 四日市市議会の議決すべき事件を定める条例の制定 (改正あり)  
(平成13年3月定例会可決、提案者 議会運営委員)  
※四日市市議会基本条例の制定に伴い廃止
3. 市長専決処分事項の指定についての一部改正  
(平成13年3月定例会可決、提案者 議会運営委員)
4. 四日市市安全なまちづくり条例の制定  
(平成13年12月定例会可決、提案者 各派代表者)
5. 議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例の制定 (改正あり)  
(平成14年3月定例会可決、提案者 各派代表者等)
6. 四日市市文化振興条例の制定  
(平成14年6月定例会可決、提案者 各派代表者等)
7. 四日市市市民自治基本条例（理念条例）の制定 (改正あり) ————— 資料編 **資料1、2**  
(平成17年1月臨時会可決、提案者 市政活性化推進等議員懇談会小委員会委員)
8. 四日市市議会基本条例の制定 (改正あり) ————— 資料編 **資料1、2**  
(平成23年3月定例会可決、提案者 議会基本条例調査特別委員会委員)
9. 四日市市議会における参考人の実費弁償に関する条例の制定  
(平成24年2月定例月議会可決、提案者 各派代表者)
10. 四日市市観光大使設置条例の制定  
(平成24年8月定例月議会可決、提案者 各派代表者等)
11. 四日市市市民協働促進条例の制定  
(平成26年11月定例月議会可決、提案者 各派代表者)
12. 四日市市開発許可等に関する条例の一部改正

- (平成 27 年 2 月定例月議会可決、提案者 議員政策研究会既存集落の維持に向けた市街化調整区域の規制緩和を目指す分科会の正副分科会長及び議員政策研究会幹事)
13. 四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正  
(平成 28 年 2 月定例月議会可決、提案者 議員 3 人)
  14. 四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部改正  
(平成 28 年 8 月定例月議会可決、提案者 議員 3 人)
  15. 四日市市みんなのスポーツ応援条例の制定  
(平成 28 年 11 月定例月議会可決、提案者 スポーツ振興条例調査特別委員会委員)
  16. 四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例  
(平成 30 年 6 月定例月議会可決、提案者 障害者差別解消条例等調査特別委員会)
  17. 四日市市防災対策条例の制定  
(平成 30 年 11 月定例月議会可決、提案者 防災対策条例調査特別委員会)
  18. 四日市市議会基本条例の一部改正  
(令和 2 年 2 月定例月議会可決、提案者 議会運営委員会)
  19. 四日市市議会ハラスメントの防止等に関する条例の制定—— 資料編 **資料 5**  
(令和 4 年 2 月定例月議会可決、提案者 各派代表者)
  20. 四日市市議会の個人情報の保護に関する条例  
(令和 4 年 11 月定例月議会可決、提案者 各派代表者)

## (5) 予算・決算議案の審査方法

[平成 15 年度～]

○予算特別委員会を設置し、それまで所管の各常任委員会に分割付託していた当初予算議案を一括付託したが、各常任委員会で所管事務調査として議論された。全議員の約半数を委員とし、残りの議員を委員外議員とした  
(平成 15 年度)

○予算特別委員会を設置。全議員の約半数を委員とし、残りの議員を委員外議員としたが、各常任委員会で所管事務調査として議論された。委員外議員の発言は文書による通告制を採用した(平成 16 年度)

○予算特別委員会を設置。全議員を委員とし、分科会方式を採用した。各分科会で採決までを行い、全体会で審査する議案は、①附帯決議を付すべきと決したもの、②修正すべきと決したもの、③否決すべきと決したものとした(平成 17 年度)

○所管する常任委員会に分割付託した(平成 18 年度)

○予算特別委員会及び決算特別委員会を設置。全議員から正副議長及び監査委員の計 4 人を除いた 32 人の半数の 16 人を、予算・決算それぞれの特別委員会委員とした。補正予算議案も予算特別委員会の審査対象とした。決算審査についても、それまで所管の各常任委員会に分割付託していた議案を一括付託した(平成 19 年度)

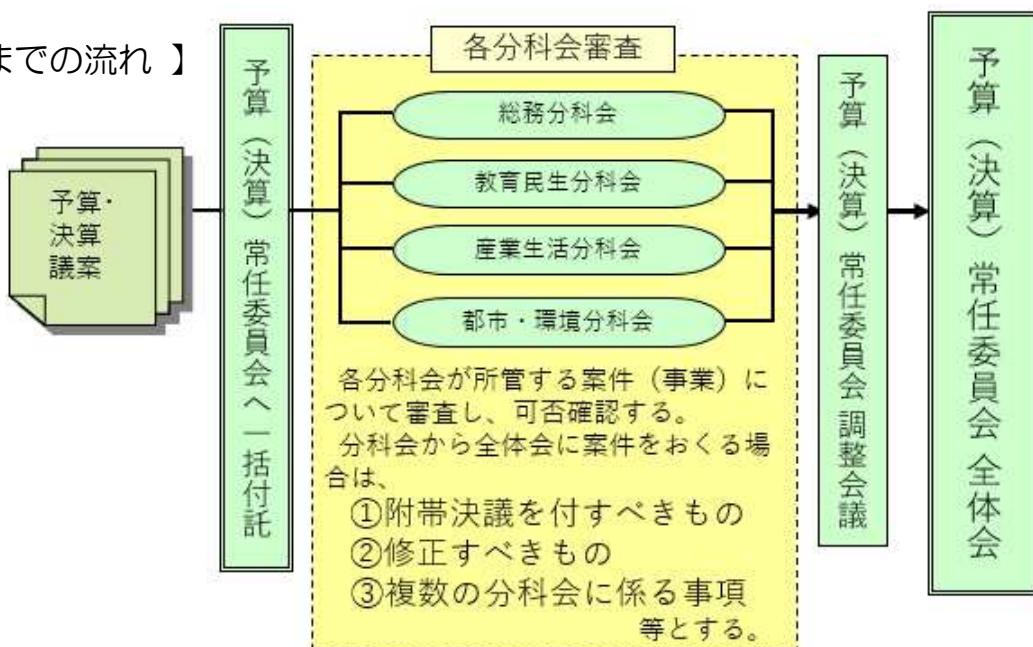
○予算特別委員会及び決算特別委員会を設置。前年度同様、全議員から正副議長及び監査委員の計 4 人を除いた 32 人の半数の 16 人を、予算・決算それぞれの特別委員会の委員としたが、原則的に前年度に決算の委員は予算に、予算の委員は決算に所属することとした。補正予算議案も予算特別委員会の審査対象とした。決算審査についても、それまで所管の各常任委員会に分割付託していた議案を一括付託した(平成 20 年度)

○予算常任委員会及び決算常任委員会を設置した

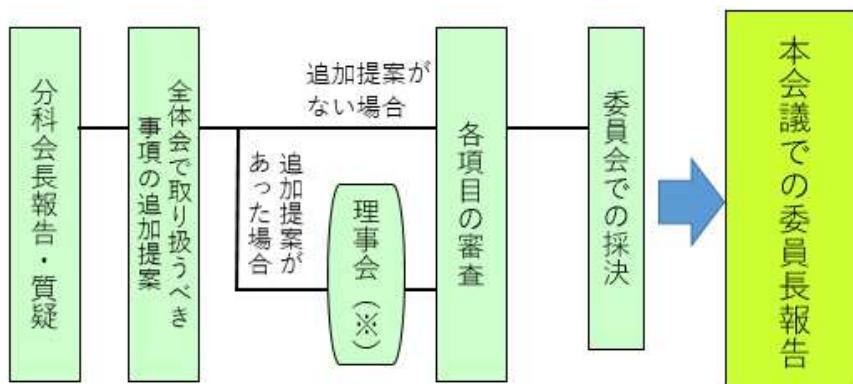
- 予算常任委員会 全議員(36 人)のうち議長を除く 35 人で構成
- 決算常任委員会 全議員(36 人)のうち議長、監査委員を除く 33 人で構成

上記いずれの委員会も、常任委員会の所管ごとの 4 分科会を設置し、各分科会で審査を行い、①附帯決議を付すべきもの、②修正すべきもの、③複数の分科会に係る事項等については全体会で審査するものとした。なお、正副分科会長は常任委員会の正副委員長とした(平成 21 年度～)

## 【 全体会までの流れ 】



## 【 全体会審査の流れ 】



## (6) 専門的知見の活用

[平成 25 年度～]

四日市市議会基本条例第 15 条に基づき、学識経験者等の専門的な知識を有する人に、議案や本市の事務に関する調査を積極的に依頼し、その調査結果を議論に反映させる

- ・四日市市の補助金に関する調査業務委託（受託者：金井 利之氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）、調査期間：平成 25 年 7 月 25 日～平成 25 年 10 月 4 日）
- ・四日市市スポーツ振興条例制定に係る調査業務委託（受託者：杉田正明氏（三重大学教育学部教授）、大隈節子氏（三重大学教育学部准教授）、調査期間：平成 28 年 7 月 5 日～平成 28 年 11 月 30 日）
- ・市議会DXの推進にかかる専門的知見の活用（受託者：Gcom ホールディングス株式会社、調査期間：令和 6 年 3 月 25 日～令和 7 年 3 月 31 日）

## (7) 政策提言

[平成 25 年度～]

四日市市議会基本条例第 28 条に基づき、議員間での討議の結果、意見集約された事項を市長等に政策提言

- ・本市のスポーツ振興に関する提言（平成 25 年 10 月 15 日）
- ・決算常任委員会所管事務調査報告書「補助金調査について」（平成 26 年 3 月 26 日）
- ・新しい図書館構想に向けた提言（平成 28 年 5 月 16 日）

- ・新しいデマンド型公共交通ネットワークの構築及び防災力のさらなる向上に向けた提言（平成 29 年 5 月 15 日）
- ・「三世代同居・近居」に係る調査研究に関する申し入れ（平成 31 年 1 月 21 日）
- ・新総合計画策定に向けた提言（平成 31 年 3 月 26 日）
- ・人も動物安心して暮らせる共生社会に向けた“7つの施策”（令和 2 年 7 月 6 日）
- ・未就学児教育・保育に関する『提言』（令和 2 年 9 月 28 日）
- ・本市における終活支援に関する提言（令和 5 年 2 月 3 日）
- ・本市における太陽光発電設備の規制に関する条例制定に向けた『提言』（令和 5 年 2 月 3 日）
- ・こども政策の新たな推進に関する『提言』（令和 5 年 2 月 3 日）

[平成 30 年度]

## (8) 常任委員会委員の任期を 2 年に変更

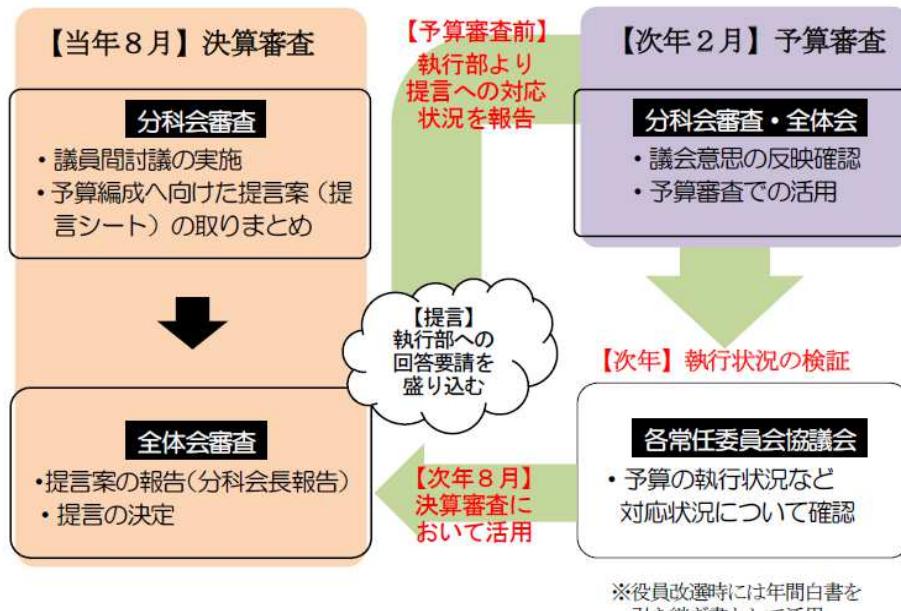
議会改革特別委員会を設置（平成 30 年 5 月～12 月）して、議会の政策サイクルの確立や委員の任期等の見直しなど議会改革に関する制度の検討を行い、市議会委員会条例の一部を改正し、常任委員会委員の任期を 1 年から原則 2 年とした

[令和元年度～]

資料編 資料 6

## (9) 政策サイクルの導入（決算審査と予算審査の連動）

8 月定例月議会の決算審査を通じて次年度予算編成に向けた市長への「提言」を行うとともに、翌年 2 月定例月議会の予算審査において、当該提言の内容を踏まえて当初予算への議会意思の反映状況を確認し、予算審査を行うこととした

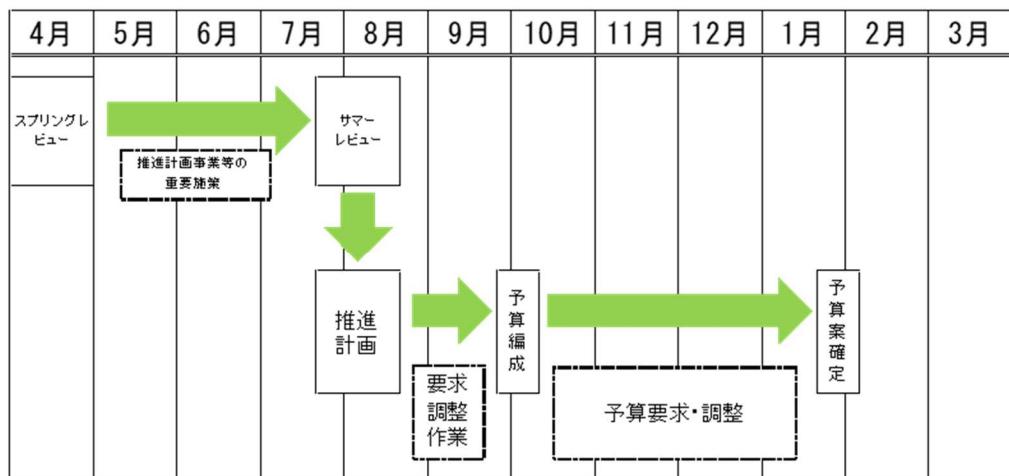


※役員改選時には年間白書を  
引き継ぎ書として活用

### [次年度予算編成に向けた提言]

- ・令和 2 年度予算編成に向けた提言『令和のショゲン（初言／諸源）』（令和元年 9 月 30 日）
- ・令和 3 年度予算編成に向けた提言（令和 2 年 9 月 17 日）
- ・令和 4 年度予算編成に向けた提言（令和 3 年 9 月 22 日）
- ・令和 5 年度予算編成に向けた提言（令和 4 年 9 月 22 日）
- ・令和 6 年度予算編成に向けた提言（令和 5 年 9 月 22 日）

## <参考> 執行部における予算編成スケジュール



### (10) 議会アドバイザー（サポート）の導入

[令和4年度]

市民との情報共有、市民参加の推進、政策立案及び政策提言に関する取組について、外部の有識者の意見を積極的に取り入れて推進していくため、また、さらなる議員の資質向上に向けて、積極的に研修を実施すべく、議会制度や地方自治制度、関連する特定分野についての研究者の支援を仰ぐために、議会アドバイザー（サポート）制度を導入した。

(R 6. 5月現在) 東京大学 金井 利之 教授、 同志社大学 新川 達郎 名誉教授、  
一般社団法人地方公共団体政策支援機構 長内 紳悟 氏

## 4. その他

### (1) 四日市市議会政治倫理要綱の制定

[平成10年3月]

次のとおり一部改正（平成16年11月、平成30年1月）

- ・政治倫理基準の一部見直し（不祥事一般を規定する項目の追加）
- ・一定の場合に四日市市議会議員倫理検討調査会の設置を義務づけると共に、同調査会の職務及び権能を明確化（平成16年11月）
- ・政治倫理要綱の見直しを行い、調査会の会議を公開とした（平成30年1月）

### (2) 正副議長選挙における立候補制の導入

[平成12年5月臨時会～]

四日市市議会正副議長選出に関する内規を作成（平成13年5月）

四日市市議会役員選考委員会設置要綱を制定（平成21年4月）

所信表明に対する質疑を行うことを可とした（平成22年5月～）

### (3) 一般質問の時間制限の緩和

[平成12年6月定例会～]

議員1人あたり20分として、各会派に所属議員の人数分を割り振っていた一般質問の時間を、1人あたり30分に増やすとともに、一般質問の日程は、3日から4日とした（平成12年6月定例会～）

#### (4) 議会活性化検討会

[平成 12 年度・26 年度設置]

議長から議会の改革事項の検討について諮問され、答申を行う

平成 12 年度に各会派から議会運営委員会の選出区分に応じた委員が選出され設置。答申に基づき、従来の 1 日 4 委員会同時開催を、日程の許すかぎり 1 日 2 委員会開催に改善し、検討を終了した（平成 13 年 3 月定例会）

平成 26 年度に副議長をキャップとして各会派から参加を募り、議会をより活性化していくための方策を検討するために設置（平成 26 年度）

#### (5) 地方自治法 第 96 条第 2 項の活用

[平成 13 年 3 月定例会 可決]

地方自治法第 96 条第 2 項の活用を検討し、5 つの法に基づく計画を議決事件とする条例を議員提案により制定  
総合計画の基本計画について議決事件とした（平成 22 年 9 月定例会 可決）

議会基本条例の制定にあたり、以上の議決事件の拡大については、議会基本条例において規定することとした（平成 23 年 5 月 1 日）

地方自治法改正に伴い、総合計画の基本構想についても議決事件とした（平成 23 年 6 月定例月議会 可決）

#### (6) 一問一答方式の採用、質問者席の設置（対面式）

[平成 17 年 3 月定例会～]

議場を対面式に改修したことと併せ、一般質問及び議案質疑において一問一答方式で行うことも可とした

#### (7) 広報広聴委員会

[平成 17 年度～]

議会報編集のため設置した「議会報編集委員会」を、議会の広報および広聴活動全般について協議する機関として再編

#### (8) マニフェスト大賞 優秀成果賞等の受賞

[平成 18 年度～]

##### 【第 1 回 審査委員会特別賞】

本市議会の議会活性化の取り組みが、第 1 回マニフェスト大賞（地方議会）審査委員会特別賞を受賞（平成 18 年 11 月 10 日）

※これまで注目を集めることの少なかった地方自治体の首長、議員や市民の活動実績を募集・表彰し発表することで、  
地方政治で地道な活動を積む人々に名誉を与え、更なる政策提言意欲の向上につながることを期待するもの

##### 【第 9 回 優秀成果賞】

本市議会のさまざまな議会改革の取り組みに関して応募した、第 9 回マニフェスト大賞（※）において、四日市市議会が優秀成果賞を受賞（平成 26 年 10 月 10 日）

※ マニフェスト大賞実行委員会の主催で、マニフェスト賞（首長）、マニフェスト賞（議会）、マニフェスト賞（市民）、成果賞、政策提言賞、ネット選挙・コミュニケーション戦略賞、復興支援・防災対策賞の各賞があり、1,459 の団体・個人から過去最多の 2,223 件の応募の中、46 の団体等が優秀賞に選ばれた

##### 【第 15 回 エリア選抜】

令和元年度から導入した「決算審査と予算審査を連動させるサイクル」が、第 15 回マニフェスト大賞において、2,842 件の応募の中、138 件の団体等がエリア選抜（優秀賞候補）に選ばれた。（令和 2 年 9 月 29 日）

#### (9) 各種委員会、審議会等への参画の見直し

[平成 25 年 5 月開会議会～]

二元代表制の観点から、議員の充て職として参画していた各種委員会、審議会等（以下、審議会等）のうち法律により参画が定められている審議会等以外について、参画の見直しを行った

参画を取りやめた審議会等については、その所管する常任委員会において、必要に応じて所管事務調査を実施して、

執行部から審議会等の協議内容等の報告をもらうなどで補完し、全議員間で情報共有が図られるようにする

## (10) タブレット端末・会議用システムの導入

[平成 27 年度～]

本会議における議論を視覚的にわかりやすくし、また、議会意思の決定に係る状況を議会みずからが積極的に情報提供することで市民に開かれた議会とするため、平成 26 年度に議長の諮問機関として「議会の見える化検討会」を設置。ペーパレス化を目指したタブレット端末の導入について検討を開始

議会のペーパレス化を進めるためタブレット端末 (iPadAir2 9.7 インチ) を配布 (平成 27 年 10 月～)

A3 資料に対応するため、タブレット端末の機種変更 (iPadPro 12.9 インチ) を実施 (令和元年 5 月～)

Windows 搭載のタブレット端末に機種変更 (SurfaceGo2 10.5 インチ) (令和 3 年 5 月～)

タブレット端末を活用したペーパレス化をさらに推進するため、会議用システムを導入する (平成 29 年 2 月～)

## (11) 政務活動費の透明性の確保

[平成 29 年度～]

平成 29 年 4 月より政務活動費の支払い方法を、後払い方式へと変更した (平成 29 年 4 月～)

全国市議会議長会により平成 31 年 2 月に出された「政務活動費に関する Q&A (参考指針)」も踏まえ、会派広報紙への交付基準などについて、政務活動費の手引きを大幅に見直し (令和元年 5 月)

令和 3 年度分から、これまでの会派別収支状況一覧表に加え、領収書等をホームページで公開 (令和 4 年 7 月～)

## (12) 四日市市議会 B C P (業務継続計画) を策定

[令和 2 年 8 月～]

議決機関及び住民代表機関として議会の機能維持を図るための組織体制を定め、市民の安全確保、被害の拡大防止及び災害復旧に向けた災害対策活動ができるよう「四日市市議会 BCP (業務継続計画)」を策定 (令和 2 年 8 月)

大規模感染症への対応、発災時の議員の行動基準や参集などを追記した改訂版を策定 (令和 4 年 4 月)

## (13) オンラインによる常任委員会の開催

[令和 3 年 3 月～]

委員会室への参集が困難となるような事態 (感染症、大規模災害等) に備え、委員会をオンラインで開催できる特例規定を設けるための委員会条例の一部改正を実施。あわせて運営要領を制定 (令和 3 年 3 月)

議会改革検討会からの議長への答申を受け、常任委員会における休会中の所管事務調査をオンラインにて開催 (令和 3 年 11 月)

委員会名	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算常任委員会	0 回	0 回	0 回
決算常任委員会	0 回	3 回	0 回
総務常任委員会	2 回	2 回	0 回
教育民生常任委員会	2 回	2 回	0 回
産業生活常任委員会	1 回	3 回	0 回
都市・環境常任委員会	1 回	0 回	0 回
議会運営委員会	1 回	0 回	0 回

## (14) 議会改革検討会

[令和3年度]

令和3年3月に議員政策研究会（議会改革分科会）から議会改革に関する報告を議長が受け、各派代表者会議において、議長の諮問機関として新たな会議体「議会改革検討会」を設置することを確認。副議長を座長として各会派（無会派含む）から1人が参加し、8項目について検討結果を取りまとめ、令和4年2月に議長に報告した

- (1)オンライン会議の利用の拡充
- (2)議会ハラスメント防止についての調査研究
- (3)適正な議員定数についての調査研究
- (4)他議会との連携
- (5)議会サポーター制度の構築
- (6)長期の欠席者に対する措置
- (7)一般質問制度の見直し
- (8)議長任期に関する慣例の見直し

## (15) 議会改革検討会議

[令和5年度～]

議長の所信表明を受け、各派代表者会議で設置を決定した。座長の副議長と各会派から選出された議員（無会派からはオブザーバーとして議員1人）で構成され、議会改革の取組の現状や課題を整理した上で、今後実施または検討すべき取組の手法、具体的な実施内容等を検討し、最終確認を行う会議体を含めて、各派代表者会議に報告する。また、当会議は、現任期の4年間における継続的な会議体とすることを視野に入れ設置し、各期末の各派代表者会議において設置の継続について協議し、決定する。

### ○検討項目

#### 【議長からの提案分】

議会報告会、シティ・ミーティング（ワイ！ワイ！G I K A I を含む）の在り方の検討、開催方法等の見直し、広報広聴機能の拡充に向けた調査研究、議会アドバイザー（サポーター）制度のさらなる活用に向けた調査研究、市議会モニター制度の在り方の検討、運用方法等の見直し、議員研修会の検証、議会事務局の調査法制能力向上に向けた調査研究、議会プロフィール

#### 【各会派等からの提案分】

議会BCP、多様な人材の参画を可能とする議会運営の在り方、議会局への移行、一般質問（関連質問）の在り方

## (16) 市議会DXの推進にかかる実証事業

[令和6年度～]

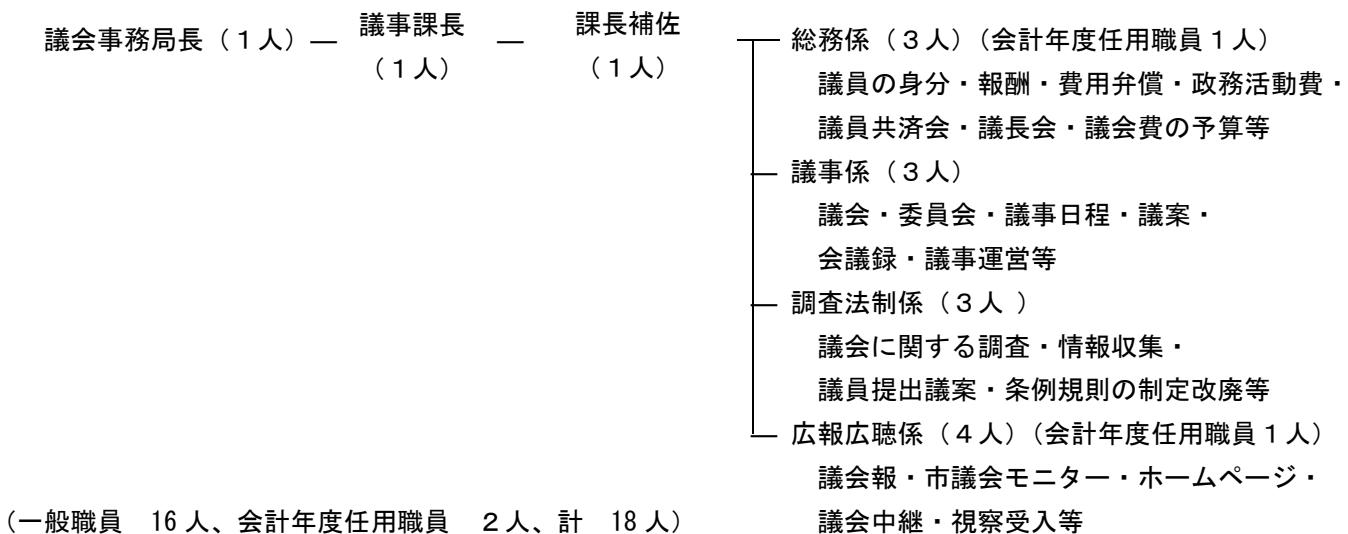
市議会DXの推進にかかる実証実験及び関連する調査を行うため、G c o mホールディングス株式会社と連携協定を令和6年5月7日に締結し、デジタル議会プラットフォーム「まちだん」を通じて議会情報の発信や市民からの相談を受け付けるなど、議会と住民との双方向コミュニケーションを活性化させることで、より身近で開かれた議会を目指す実証事業を実施し、本格運用に向けた検証を行う。



## 5. 議会事務局の体制整備

- [平成 13 年度] 議員提案案件の増に伴い事務局体制を整備  
調査係を調査法制係へと組織変更（法制担当者 1 人配置）
- [平成 17 年度] 調査法制係を、調査・情報収集・政策法務等を担当する「調査法制係」と、議会報等市議会の広報広聴活動を担当する「広報広聴係」に再編
- [平成 25 年度] 議会基本条例が施行されてから約 2 年が経過し、事務量の増大に対応するため  
調査法制係を 1 人増員
- [令和 3 年度] 業務平準化のため、政務活動費に係る業務を総務係から調査法制係に移して総務係を 1 人減員し、議事係を 1 人増員
- [令和 4 年度] 政務活動費に係る業務を調査法制係から総務係に戻して総務係を 1 人増員し、調査法制係を 1 人減員

<参考> 令和 6 年度四日市市議会事務局体制 (令和 6 年 4 月 1 日時点)



## 四日市市議会の議会改革(年表)

年月	項目
R6.5	民間事業者の専門的知見を活用して四日市市議会DXの推進にかかる実証事業を実施
R6.4	議会改革検討会議における検討結果がとりまとめられ、議長に報告
R5.7	スレッズによる情報発信を開始
R4.11	ワイ！ワイ！GIKAIを初めて開催
R4.7	よつかいち市議会だより#こども号を初めて発行
R4.7	政務活動費の領収書等のホームページへの掲載を開始
R4.5	四日市市議会アドバイザー(サポーター)制度を開始
R4.4	四日市市議会BCP(業務継続計画)を一部改訂(大規模感染症への対応など)
R4.3	市LINE公式アカウントで議会情報の提供を開始
R4.3	四日市市議会ハラスマメントの防止等に関する条例の制定(議員提案)
R4.2	議会改革検討会における検討結果(8項目)が取りまとめられ、議長に報告
R3.12	公立幼稚園の第2次適正化計画について市長に5項目を申し入れ
R3.11	令和3年11月定例月議会より委員会資料のホームページへの掲載を開始
R3.7	市議会会議規則を一部改正し、育児・介護・配偶者の出産補助などの欠席事由を明記
R3.5	マチイロを活用したよつかいち市議会だよりの配信を開始
R3.5	議員の会議出席状況についてホームページでの公表を開始
R3.5	Zoomによるオンライン観察の受け入れを実施
R3.3	オンラインによる委員会開催を可能とするための市議会委員会条例を一部改正
R3.2	高校生に取材し誌面づくりを行ったよつかいち市議会だより(令和2年12月定例月議会号)を発行
R3.1	令和2年12月定例月議会の議会報告会を動画配信(Youtube)により初めて実施
R2.9	令和3年度予算編成に向けた提言を市長に行った
R2.9	未就学児教育・保育に関する『提言』を市長に行った
R2.8	四日市市議会BCP(業務継続計画)を策定
R2.7	人も動物も安心して暮らせる共生社会に向けた“7つの施策”にかかる提言を市長に行った
R2.4	ツイッター、インスタグラムによる情報発信を開始
R2.3	議会からの提言・意見を政策や予算案に可能な限り反映させるよう、議会基本条例を一部改正
R1.9	令和2年度予算編成に向けた提言〈令和のショゲン(初言／諸源)〉を市長に行った
R1.5	グループウェアを導入
H31.3	次期総合計画策定に当たっての検討課題についての提言を市長に行った
H31.3	市議会委員会条例の一部改正を行い、常任委員会委員の任期を1年から2年とした
H31.1	四日市市議会高校生議会を開催
H30.12	四日市市防災対策条例の制定(議員提案)
H30.7	四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例の制定(議員提案)
H30.1	市制120周年記念シティ・ミーティングを開催
H29.11	市議会アンケート、高校生アンケートを実施
H29.5	新しいデマンド型公共交通ネットワークの構築に向けた提言を市長に行った

## 四日市市議会の議会改革(年表)

年月	項目
H29.5	防災力のさらなる向上に向けた提言を市長に行った
H29.4	政務活動費の後払い方式を開始
H29.4	4常任委員会報告会を開催した
H29.2	会議用システムを導入
H28.12	四日市市みんなのスポーツ応援条例の制定(議員提案)
H28.10	四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部改正(議員提案)
H28.5	新しい図書館構想に向けた提言を市長に行った
H28.5	常任委員会での調査テーマを募集
H28.4	フェイスブックを開始
H28.3	四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正(議員提案)
H28.2	本会議場に大型スクリーンを設置し、採決システムを導入
H27.10	議員全員に1台ずつタブレット(iPadAir2)を貸与
H27.3	四日市市開発許可等に関する条例の一部改正(議員提案)
H26.12	四日市市市民協働促進条例を制定(議員提案)
H26.11	第9回マニフェスト大賞において優秀成果賞を受賞した
H26.8	各定例月議会における議案に対する意見募集を8月定例月議会から開始
H26.6	早稲田大学マニフェスト研究所の「議会改革度調査2013」で三重県に次いで2位となった
H26.6	日経グローカルの第3回議会改革度調査において全国市区議会の「議会改革度」ランキング1位となつた
H26.5	広報広聴委員会の模様のインターネット中継を開始
H26.4	議会をより活性化するための方策を検討する議会活性化検討会を設置
H26.3	市議会交際費の支出状況をHPに掲載
H26.3	決算常任委員会所管事務調査報告書「補助金調査について」市長に提言した
H25.10	本市のスポーツ振興に関して市長に提言した
H25.9	予算、決算常任委員会の模様のインターネット中継を開始
H25.6	総務、教育民生、産業生活、都市・環境常任委員会の模様のインターネット中継を開始
H25.5	各種委員会、審議会等への参画の見直し
H25.4	総務、教育民生、産業生活、都市・環境常任委員会の行政視察報告をHPに掲載
H24.12	議長の定例記者会見を開始
H24.11	本会議・委員会等における申し込みによる手話通訳を開始
H24.11	代表質問・一般質問において使用したパネルをHPに掲載
H24.11	議会報告会、シティ・ミーティングの市民からの意見について、議会として協議し、市民へフィードバックすることとした
H24.11	平成24年6月定例月議会からの総務、教育民生、産業生活、都市・環境常任委員会の会議録及び平成24年度以降に調査が終了した特別委員会の会議録をHPに掲載することとした
H24.10	四日市市観光大使設置条例を制定(議員提案)

## 四日市市議会の議会改革(年表)

年月	項目
H24.8	議案書・予算書等のインターネットでの公開を開始
H24.5	議案、請願等の議員個人の表決及び討論の内容を市議会だよりに掲載(平成24年2月定例月議会・3月緊急議会合併号から)
H24.3	四日市市議会における参考人の実費弁償に関する条例を制定(議員提案)
H23.10	初の議会報告会を開催(以降、定例月議会ごとに開催)
H23.6	地上デジタル放送で代表・一般質問を放送開始
H23.6	請願趣旨の聴取の実施
H23.5	四日市市議会基本条例が施行
H23.5	通年議会の開始
H23.5	文書質問が可能となる
H23.5	HPで、本会議・正副議長立候補者の所信表明演説会等の映像を生中継・録画配信開始
H23.3	四日市市議会基本条例を制定(議員提案)
H22.10・11	シティ・ミーティングを市内3会場で開催
H22.5	正副議長選挙において、所信表明に対する質疑を行うことを可とした
H22.4	HPで、委員会等の開催案内を掲載
H21.10	シティ・ミーティングを商工会議所で開催
H21.6	議員政策研究会において、議会基本条例分科会を設置
H21.6	議員政策研究会において、市民協働促進条例分科会を設置
H21.5	予算常任委員会、決算常任委員会を設置
H21.4	四日市市議会役員選考委員会設置要綱を制定
H21.4	議員説明会、各派代表者会議等を会議規則に位置づけ、各要綱で各会議の公開を明文化
H21.2	シティ・ミーティング(市議会との意見交換会)を商工会議所で開催
H20.9	HPのインターネット会議録閲覧・検索システムを更新
H20.7	市政情報センターで政務調査費の収支状況を自由に閲覧できるようにした
H20.6	委員会傍聴時の入退室を自由とした
H20.5	市議会だよりの形式を縦書き・右綴じから、横書き・左綴じに変更
H20.3	本会議の傍聴手続きの簡素化(住所・氏名の記入を廃止し、傍聴券の交付に変更)
H20.2	シティ・ミーティング in キャンパスを四日市大学で開催
H20.1	会派ごとの政務調査費の収支状況をHPで公開
H18.12	HPで、代表・一般質問の録画映像を配信開始
H18.11	シティ・ミーティングを市内3会場で開催
H18.11	第1回マニフェスト大賞審査委員会特別賞を受賞
H17.10	議員政策研究会の設置(*「市政活性化推進等議員懇談会」から改編)
H17.5	広報広聴委員会の設置
H17.4	調査法制係を「調査法制係」と「広報広聴係」に再編
H17.3	一問一答方式の採用、質問者席の設置(対面式)
H17.1	四日市市市民自治基本条例(理念条例)の制定(議員提案)

## 四日市市議会の議会改革(年表)

年月	項目
H17.1	市民自治の早期実現に関する決議
H16.11	市議会モニター設置。モニターが自治基本条例調査特別委員会を傍聴し協議会で意見聴取
H16.9	議場にテレビ中継用の固定カメラを設置
H16.6	テレビ放送をCTYに一元化
H16.3	自治基本条例調査特別委員会の設置
H15.3	特別・常任委員会の閉会中調査 及び 委員会協議会を公開
H14.9	代表・一般質問、委員会の中継をFMよっかいちで放送開始(*H18年度から休止)
H14.6	四日市市文化振興条例の制定(議員提案)
H14.3	議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例の制定(議員提案)
H13.12	四日市市安全なまちづくり条例の制定(議員提案)
H13.8	議員全員に1台ずつパソコンを貸与
H13.6	市議会だよりに質問議員の顔写真を掲載
H13.5	四日市市議会正副議長選出に関する内規を作成
H13.4	事務局体制を整備、調査係を調査法制係へと組織変更
H13.3	常任委員会(予算・決算常任委員会を除く)の開催について、日程が許すかぎり、4委員会同時開催から1日2委員会開催に改善
H13.3	地方自治法第96条第2項を活用し、四日市市議会の議決すべき事件を定める条例の制定(議員提案)
H13.3	市長専決処分事項の指定についての一部改正(議員提案)
H12.9	四日市市情報公開条例の全部改正(議員提案)
H12.8	市政活性化推進等議員懇談会の設置(*H17「議員政策研究会」に改編)
H12.6	一般質問の制限時間の緩和(議員一人当たり20分を会派に割り振っていたが、30分に増やす)
H12.5	正副議長選挙における立候補制の導入
H12.	議会活性化検討会の設置(*現在は設置されていない)
H11.6	市議会だよりに質問議員名を掲載
H10.6	CTYでもテレビ放送開始
H10.5	市外郭団体審議会の設置
H10.3	三重テレビで代表・一般質問を放送開始
H10.3	四日市市議会政治倫理要綱の制定
H9.12	議会ホームページ(以下、「HP」)を開設し、議員の紹介、会議録、会期日程等を掲載
H9.6	議案聴取会の実施
H9.6	常任委員会・議会運営委員会を公開
H9.6	委員会室へのマイク設備、傍聴用テレビカメラの設置